

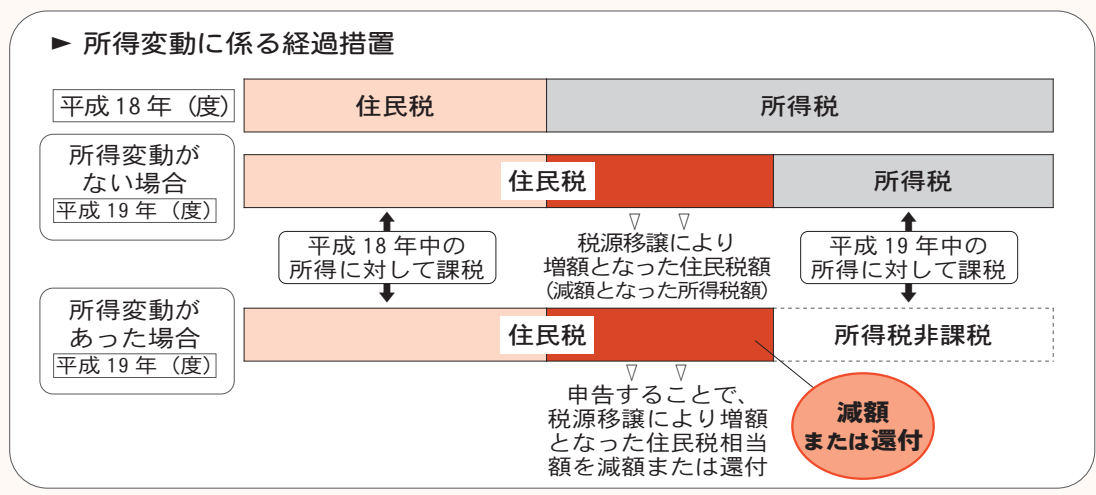
申告が必要

年度間の所得変動による 平成 19 年度住民税の減額（経過措置）

税源移譲は、所得が同じであれば住民税と所得税を合わせた税負担が変わらないように制度設計されており、本来、平成 19 年度の住民税が増額となった分は、平成 19 年分の所得税が減額となることで調整されます。

しかし、出産などの特別な理由で、平成 19 年中の所得が大きく減り、平成 19 年分の所得税が課税されない方は、この調整ができないため、住民税の増額のみの影響を受けることとなります。このような場合には、平成 19 年度の住民税から、税源移譲によって増額となった住民税相当額を減額し、すでに納付している場合には、還付する経過措置が創設されました。

この経過措置を受けるためには、申告が必要です。



適用年度 平成 19 年度住民税

対象 次の①、②に該当する方

- ①平成 18 年分所得税が課税されている方で、
【平成 19 年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)】 > 【平成 19 年度住民税と所得税との人的控除額の差(*)の合計額】の方
- ②平成 19 年分所得税が課税されない方で、
【平成 20 年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)】 ≤ 【平成 20 年度住民税と所得税との人的控除額の差の合計額】の方

※この措置は、「平成 19 年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としています。所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成 19 年分の所得税が課税されない場合は、対象となりません。

※市では、この経過措置に該当する可能性があるかと判断できる方に、申告用紙を送付します。

(*) 人的控除額の差とは、所得税控除額から住民税控除額を引いた額のことです。

還付額の計算方法

【平成 19 年度住民税 (調整控除後)】 - 【平成 19 年度住民税の課税所得金額に税源移譲前の税率を適用した税額】 = 【平成 19 年度住民税からの還付額】

申告期間 7 月 1 日 (火) ~ 31 日 (木)

※申告書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

申告方法 平成 19 年度分市町村民税道府県民税減額申告書を、平成 19 年度住民税が課税されている市区町村 (平成 19 年 1 月 1 日現在の住所所在地) へ提出してください。

(*) 人的控除額の差

項目		差額		
基礎的な人的控除	基礎控除	5 万円		
	配偶者控除	控除対象配偶者	5 万円	
		〃 (同居特別障害)	17 万円	
		老人控除対象配偶者 (70 歳以上)	10 万円	
	配偶者特別控除	〃 (同居特別障害)	22 万円	
			5 万円	
	扶養控除	配偶者特別控除	3 万円	
		扶養控除	扶養控除	5 万円
			〃 (同居特別障害)	17 万円
		扶養控除	特定扶養控除	18 万円
			〃 (同居特別障害)	30 万円
			老人扶養控除	10 万円
〃 (同居特別障害)			22 万円	
特別な人的控除	同居老親扶養控除	13 万円		
	〃 (同居特別障害)	25 万円		
	障害者控除	障害者	1 万円	
		特別障害者	10 万円	
	寡婦控除	寡婦	1 万円	
特定寡婦		5 万円		
寡夫控除	寡夫	1 万円		
	勤労学生控除	1 万円		

西多摩 インターネット公売 合同下見会

市税などの滞納により市が差し押さえた動産を、インターネットによるオークション形式で公売します。

公売に先立ち、動産を展示する市独自の下見会とともに、西多摩地域（羽村市・青梅市・福生市・あきる野市・瑞穂町）合同下見会を行います。

公売に参加するためには、7月24日(木)午後5時までに、ヤフーオークション・インターネット公売のホームページで事前の登録が必要です。

※市税などの納付状況により公売を中止する場合があります。

◆ 公売物件 ◆

市役所掲示板、市ホームページ、またはヤフーオークション・インターネット公売のホームページで確認してください。

◆ 入札期間 ◆

期 間 7月30日(木)午後1時～8月1日(金)午後1時

◇ 羽村市下見会 ◇

日 時 7月17日(木)午前10時～午後4時

会 場 市役所1階ロビー

◇ 合同下見会 ◇

日 時 7月18日(金)午前10時～午後8時

会 場 あきる野ルピア4階展示室（あきる野市）

問合せ 納税課納税担当

ご協力ください 岩手・宮城内陸地震義援金

6月14日(土)に発生した岩手・宮城内陸地震で被災された方に対する義援金を募集しています。

皆様のご協力をお願いします。

募金箱設置場所 市役所1階市民課、ゆとろぎ、図書館、スポーツセンター、動物公園、市民活動・ボランティアセンターはむら、福祉センター

受付期間 7月17日(木)まで

※義援金は、匿名扱いの募集となります。

※受け付けた義援金は、日本赤十字社岩手支部および日本赤十字社宮城支部にそれぞれ等分し、送金します。

問合せ 企画課企画担当

所得変動に係る経過措置 Q & A

Q1 還付の申告をする際に、申告書のほかに提出する資料はありますか。

A1 ありません。ただし、平成19年分の所得税の確定申告書や平成20年度の住民税申告書を提出していない方は、還付の申告後、適用の可否を審査するため、所得の有無などを市区町村の住民税担当課に提出する必要があります。

Q2 私は、平成19年1月1日にA市に住所がりましたが、10月に羽村市に引っ越しました。この措置を受けるための申告書は、A市と羽村市のどちらに提出すればよいですか。

A2 A市です。平成19年度の住民税の課税を行った市区町村に申告する必要があります。A市に申告書を提出してください。

Q3 平成19年中に死亡した場合や、海外勤務により平成19年中から平成20年中まで国内にいなかった場合には、この住民税の経過措置は適用されますか。

A3 適用されません。この措置は、平成19年分と平成20年度の住民税の課税所得を比較して、所得が減った方への配慮として設けられました。平成20年度の住民税の納税者とならない場合には、適用されません。

Q4 私は、平成20年3月に退職しました。平成20年中の所得はなく、所得税は課税されない見込みです。この場合、経過措置は適用されますか。

A4 適用されません。この措置は、平成19年分の所得税が課税されない方にのみ適用されます。

Q5 私は、平成18年分の所得税は課税されました。住宅ローン控除による税額控除により、平成19年分の所得税はゼロとなりました。この場合は、平成19年度の住民税減額の経過措置の対象となりますか。

A5 対象となりません。この措置は、平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった場合に適用されます。そのため、住宅ローン控除などの税額控除によって、所得税が課税されなくなった方には、適用されません。

Q6 還付措置の対象となり、住民税の還付を受けたのですが、その後平成19年中の所得の申告漏れがあり、税務署へ修正申告をしました。還付措置が取り消されることはありますか。

A6 あります。修正申告を行った結果、還付措置の対象とならなくなった場合は、還付措置が取り消されます。この場合、住民税の還付を行った市区町村が後日あらためて還付金相当額を徴収します。

問合せ 課税課市民税係

障害がある方の各種手当を紹介します

障害がある方にさまざまな手当を支給しています。手当の種類や対象などをお知らせします。

詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

手当の種類	対象者など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,440円/月)	20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害が重複、またはこれらと同程度の疾病、または精神の障害）にある方。 ※所得制限や除外規定があります。	・診断書 ・戸籍抄本 ・口座番号 ・印鑑
障害児福祉手当 (14,380円/月)	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態（身体障害者手帳1級程度、愛の手帳1度程度、またはこれらと同程度の疾病、または精神の障害）にある方。 ※所得制限や除外規定があります。	・診断書 ・戸籍抄本 ・口座番号 ・印鑑
重度心身障害者手当 (60,000円/月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方。重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方。両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害がある方。 ※65歳以上の方の新規申請はできません。 ※所得制限や除外規定があります。	・住民票 ・印鑑
心身障害者福祉手当 —都手当— (15,500円/月) ※都の手当ですが、市が支払手続きをします。	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度をお持ちの方、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方。 ※所得制限があります。 ※障害の認定を受けた年齢が65歳以上の方、施設に入所している方は受けられません。	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・口座番号 ・印鑑
心身障害者福祉手当 —市手当— (12,000円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度をお持ちの方。 ※所得制限があります。 ※障害の認定を受けた年齢が65歳以上の方、施設に入所している方は受けられません。	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・口座番号 ・印鑑
難病患者福祉手当 (7,500円/月)	市が定める特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方。	・難病(都)医療券 ・口座番号 ・印鑑

自然休暇村から

清里高原の澄み渡った空と爽やかな風を楽しみに、ぜひお越しください。

7月のKOYOMI湯

「ハーブの湯」です。

7月のイベント情報

◆ 渓流釣り

7月19日(土)から渓流釣りを開始します。

小川のせせらぎと清里の深緑の中で、渓流釣りを楽しみませんか。釣った魚は夕食時に塩焼きにして食べることができます。

費用 1竿2時間500円・餌100円

問合せ 自然休暇村

☎ 0120-47-4017、☎ 0551-48-4017

8月のイベント情報

◆ 「バードペインティング」(清里の小鳥を作ろう)

素焼きの小鳥に絵の具で彩色し、ラッカー（無色または着色された塗料の一部）で仕上げます。

期間 8月9日(土)～17日(日)

参加費 2,100円

※事前の予約が必要です。

※時間など詳しくは、問い合わせてください。

予告

○ 8月のKOYOMI湯は、「よもぎの湯」です。

○ 恒例となった「開業記念マグロ祭り」は、10月18日(土)を予定しています。早めに予約してください。